別紙様式一（第一項関係）

（表面）

第　　号

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の規定による立入検査をする職員の身分証明書

写

真

所属部局

官　　職

氏　　名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

発行者名

（裏面）

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（抄）

（立入検査）

第二十一条　行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に金融機関の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

別紙様式二（第二項関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職　　名

氏　　名

写

真

生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日交付

年　　月　　日限り有効

都道府県知事（市町村長・区長）　㊞

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「―」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。